

いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム法令ビジネス情報 2020 年 4 月 23 日号をお送りします。

===== Index ======*

▼ 法令情報

>>> 2020 年 4 月 23 日より全国で社会隔離措置を緩和

>>> 会社の活動を一時停止する場合の留意点

=====

■—法令情報—

【その他】 2020 年 4 月 23 日より全国で社会隔離措置を緩和

=====

=====◆◇◆◇◆

4 月 22 日、フック首相は 23 日から全国での社会隔離措置の緩和を発表した。
しかし、Covid-19 感染から 14 日を経過していない地域（ハノイ市 Me Linh、Thuong Tin 及び Ha Giang 省 Dong Van 等）は首相指示 16/CT-Ttg 号の隔離措置が継続される。

全国での社会隔離措置の緩和の発表によると、必需品でない商品・サービスを取扱う店の営業は、十分な感染症防止策を行った上で、フック首相及び保健省の指示に基づき管轄地域の省・市の人民委員長が検討し具体的に決定する。

学校、市場などの公共の場ではマスクを着用し、人との間隔は一定の距離を維持し、適宜消毒を行い、できるだけ外出を制限する。
イベントなどの行事を開催しない等の感染予防に関する規制は引き続き遵守する必要がある。

■—

【その他】 会社の活動を一時停止する場合の留意点

=====◆◇◆◇◆

Covid-19 の影響を受け、会社の活動を一時的に停止せざるを得ないケースが出てきている。一時停止は、カラオケ、マッサージ、ジム、ゲームセンター、レストラン等のサービス提供会社のように

行政機関の指示に従い活動を一時停止するケースと、原材料の不足により製造できない、あるいは委託業務が減少・終了した等の理由により自主的に活動を一時停止するケースがある。

会社が活動を一時停止する場合の留意点を以下の通り纏める。

(1) 計画投資局への通知の有無

・行政機関の指示でなく会社が自主的に活動の一時停止を決定する場合、2014 年企業法に従い休眠手続きを行う必要がある。

休眠開始日の 15 日前までに本店所在地域の計画投資局に休眠通知手続きを申請しなければならない。

休眠手続きは 1 年毎に申請が必要で最大 2 年まで休眠可能である。

・行政機関の指示により会社が活動を一時停止しなければならない場合、行政機関の指示に従い実施するため、上記の計画投資局への通知は不要である。

(2) 給与等の支給

2020 年 3 月 25 日付労働傷病兵社会問題省のオフィシャルレター Official Letter 1064/LDTBXH-QHLDTL

の案内によると、一時停止期間中の給与は 2012 年労働法第 98 条に基づき、地域の法定最低賃金以上で労働者と合意のうえ金額を設定する必要がある。

実務上、Covid-19 の影響で一時停止期間が長引いた結果、労働者の給与を支給できない場合、会社は労働者と合意の基で労働契約の一時的履行停止を行うことができる。

労働契約が有期契約の場合、一時的履行停止期間を元の有期契約期間に加算したうえ、契約を継続することができる。

また、会社が生産規模の縮小および人員削減を行わなければならない場合、労働法の第 38 条または第 44 条の規定に基づき実施する必要がある。

(3) 税務と事業登録手数料

休眠を申請する場合は、以下の通り会社の納税義務に注意いただきたい。

・事業登録手数料：会社が暦年（1月1日～12月31日）の1年を通して活動を停止しない場合、その年の事業登録手数料を申告・納付しなければならない。

一方、会社が暦年の1年を通して活動を停止する場合、事業登録手数料の申告・納付は不要である。

・個人所得税（以下、「PIT」）：会社は労働者に給与等を支給する場合、PITの源泉徴収・申告・納付が必要である。

しかし、一時停止期間中は事業活動を行っていないため、労働者に支給される給与等は法人税上損金不算入とみなされる可能性がある。一方、会社が労働者に給与等を支給しない場合、PITに関する上記の義務はない。

・付加価値税（以下、「VAT」）、法人税、VATインボイス利用状況の報告：これらの運用は上記の事業登録手数料とPITの適用原則と基本的に同様である。法人税は暦年ではなく会計年度で、VATおよびVATインボイス利用状況の報告は四半期もしくは月次で申告・納付・報告の有無を判断する必要がある。

(4) その他の留意点

企業法に基づき、会社は一時停止している期間も納税義務が発生する税金を十分に納付し、各当事者間の合意の基で契約内容を変更した場合を除き、債務の支払いや顧客・労働者等との契約は継続しなければならない。

※参考文献：

オフィシャルレターOfficial Letter 1064/LDTBXH-QHLDTL

労働法 Law10/2012/QH13

企業法 Law68/2014/QH13

■—————I-GLOCAL からのお知らせ—————■

書籍『これからのベトナムビジネス 2020』を1月31日に発売いたしました。

http://www.i-glocal.com/vietnam_business_2020/

弊社代表蕪木らが執筆した『これからのベトナムビジネス 2020』が東方通信社より発売になりました。

本シリーズ第二弾として、最新のベトナムビジネスの動向とポイントを日本企業へのロングインタビューも交えてご紹介しています。

ベトナムビジネスの入門書となる一冊です。ぜひご一読ください。

(Amazon 予約ページ) : <https://www.amazon.co.jp/dp/4924508292/>

Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.
